

web サイト制作管理 業務委託 契約書

_____ (以下「甲」という)と、株式会社 NEXTAS (以下「乙」という)とは、甲が乙に対して、WEB サイト制作及び管理業務を委託するにあたり、次の通り契約 (以下、「本契約」という) を締結するものとする。本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

第一条 目的

1. 甲は、web サイトの制作及び管理業務 (以下「本製品」という) を委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本製品を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第二条 本製品の仕様

1. 乙が納品する WEB サイトは甲と共に協議した仕様に基づく。
2. 仕様に定めがない事項は、乙の判断でこれを裁定できるものとする。

第三条 制作費・管理費

1. 甲は、乙からの請求にもつぎ、その制作等に関する料金及び消費税相当額を、制作に先立ち乙に支払うものとする。
2. 甲は乙に対して、制作費の全額、もしくは一部を着手金として入金し、乙の確認完了後から制作を始めるものとする。
3. 甲は乙に対して、月々の管理費 10,000円 (税抜) を前月の末日迄に支払うものとする。

第四条 知的所有権・権利

1. 本契約に基づく本製品の HTML・スクリプト等のプログラム、並びにコンテンツの著作権は乙に帰属する。但し納品後に甲がサイトにアップロードした画像等については、著作権は甲に帰属する。
2. 画像・文章についての著作権は甲に帰属する。但し、乙が従前より所有する権利については乙に帰属するものとし、乙は甲及び利用者に対し当該権利の使用を許諾するものとする。
3. 利用者と知的財産権等に関する紛争が生じたときは、甲乙が協力し、問題の解決にあたるものとする。
4. 甲乙共に、双方の許可なく本製品の著作権を第三者へ譲渡することを禁ずる。

第五条 秘密保持

1. 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上、その他一切の秘密を、本契約の有効期間中はもちろん、その終了後においても 2 年間は第三者に漏洩してはならない。
 2. 但し次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りではない。
 - (ア) 秘密保持義務を負うことなく既に所有している情報
 - (イ) 本契約に違反することなくかつ公知となった情報
 - (ウ) 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
 - (エ) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

第六条 契約不適合責任

1. 本製品は、納品時において、事前に定めた仕様から要求される品質、および成果物の使用目的・使用態様等に鑑み通常有すべき合理的な品質が保持されているものでなければならず、その後も同様とする。

2. 乙は、前項で要求される品質（以下「本品質」という）との不一致又は論理的誤り（以下「不適合」という）について甲から通知があった場合、甲及び乙は、不適合の原因について協議・調査するものとする。協議・調査の結果、当該不適合が乙の責めに帰すものであると認められた場合、甲は乙に対して当該不適合の修補等の履行の追完（以下「追完」という）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。但し、乙は、甲に不相当な負担とならない限りにおいて、乙の裁量により追完方法を選択することができる。なお、乙が不適合に係る追完の責任を負うのは、納品通知日より1ヵ月以内に甲から通知がなされた場合に限るものとする。
3. 甲が本製品の不適合の程度に応じて乙に委託料の減額を請求できるのは、不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであり、甲が相当の期間を定めて前項に規定する追完の催告をし、その期間内に乙が正当な理由なく、前項の規定に従った追完を行わない場合に限るものとする。

第七条 解除

1. 乙が、次の各号に該当したときは、甲は何ら催告なくして本契約を解除することができる。
 - (ア) 重大な過失または背信行為があったとき
 - (イ) 支払いの停止があったとき、または仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てがあったとき
 - (ウ) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (エ) 監督官庁より営業停止・取り消し等の処分を受けたとき
 - (オ) 公序良俗に反する等の行為があり、甲または乙において取引の継続を不相当と認めたとき
 - (カ) その他本契約または個別契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
2. 甲または乙は、相手方が本契約または個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合（契約不適合責任については、不適合のために本契約の目的を達することができない場合において、相当期間内に追完がされない場合または追完の見込みがない場合に限る。）は、本契約及び個別契約の全部または一部を解除することができる。
3. 甲または乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合または前項に定める解除がなされた場合、相手方に対して負担する一切の債務を即時弁済しなければならない。
4. 乙の責めに帰すべき事由により、第1項または第2項の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、甲は、解除の時点までに遂行した本契約についての委託料を乙に支払うものとする。

第八条 損害賠償

1. 甲および乙は、本契約および個別契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由（不適合を含む。）により損害を被った場合、相手方に対して、現実には被った通常かつ直接の損害に限り、第3項で定める範囲内で損害賠償を請求することができる。但し、納品物の不適合による損害については、甲は当該不適合が乙の責めに帰すべき事由により追完がなされず、かつ、損害を被った場合に限り、乙に対してこれを請求することができる。なお、不適合の追完がなされないことを理由として、委託料が減額された場合の減額分は損害の額に重複して算入することはできないものとする。
2. 前項に基づく請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該本契約および個別契約に定める納品物の検収完了日または業務の終了日から3ヵ月間が経過した後は行うことができない。
3. 第1項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、甲または乙の責めに帰すべき事由の原因となった本契約または個別契約に定める委託相当額（当該本契約または個別契約について委託料の減額がされた場合は、減額後の金額）を限度とする。

第九条 有効期限

1. 本契約は、調印の日より1ヵ月効力を有するものとする。但し期間満了1週間前までに、甲乙いずれからも別段の申し出がないときは、さらに1ヵ月延長するものとし、以後も同様とする。

第十条 協議

1. 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に疑義の生じた事項については、民法・その他の法令および慣行に従い、円満に解決を図るものとする。
2. 前条の協議によってもなお、円満に解決できない場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第十一条 免責

1. 乙は、第六条に規定する場合を除き、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負担しない。
2. 乙は、制作・公開に必要なすべてのデータ・書類（必要書類）を受け取った後に、webサイトを公開するものとする。乙の責ではない事由により、WEBサイトの公開延期等が発生しても、乙は責任を負担しない。
3. 乙は、本製品の全体、及び一部のシステムの業務委託作成や管理を行うものとし、乙は、その他利用者が本製品で行う運営業務については一切責任を負わない。
4. 乙は、システムメンテナンスのためサービスを停止させることが出来るものとし、月最大48時間のサービス停止については、一切の責任を負担しない。月のサービス停止時間が48時間を超える場合、乙は当該月の月額利用料金を甲に返還する。但しそれ以上の保証は行わないものとする。
5. 乙は、本製品にアップロードした画像・動画等に不適切な表現があった場合、甲に対して削除または修正するよう相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、甲が当該期間内に削除または修正をしない場合には削除、または停止させることが出来るものとし、間接的に生じたいかなる損害についても、一切責任を負担しない。
6. 天変地異、回線の輻輳（ふくそう）、乙利用のプロバイダー障害等その他不可抗力に起因するサービス停止およびデータ破損に関しては、乙は一切の責任を負担しない。

年 月 日

(甲)	社名	代表者名	
	住所		印
(乙)	社名 株式会社 NEXTAS	代表者名 代表取締役 石倉 淳志	
	住所 大阪市北区西天満1丁目9番地12号 USUI ビル 501		印